

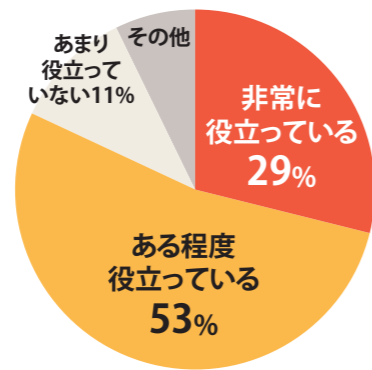
憲法9条が果たしてきた役割

憲法9条(戦争放棄・戦力不保持)は、戦争の焼け跡から暮らしを再建し、国際社会に復帰するなかで、国民自身が定着させてきたものです。

9条は、日本が再び戦争に直接かかわるのを防いできました。このことで日本は「軍事で何かを押しつけることはしない国」として世界に認められるようになりました。また「戦力不保持」の歯止めは、軍備のための国家予算を抑え、「いのちと暮らしに税金を使うべき」という声を後押しする役割も果たしてきました。

9条は、侵略戦争と植民地支配という日本の負の歴史を二度と繰り返さないというメッセージでもあります。太平洋戦争の被害者だけでなく、戦争や植民地を経験していない世代にも、記憶や歴史は引き継がれており、9条でメッセージを発し続ける意味は今も失われていません。

憲法9条は「平和に役立っている」82%



〈NHK調査 2017年6月18日〉

武力一辺倒でなく、多様な外交で解決を

テロや北朝鮮の核・ミサイル開発などは、軍事力では解決できません。多様な外交手段を使い、対話や国際協調、多国間の約束などの枠組みの中で、ねばり強く解決を図っていくしかありません。武力では対応できない脅威や課題に日本国憲法の理念を生かすことこそが、日本が果たすべき役割です。



はじまっている憲法破壊 —戦争へのステップ—

ねらわれる憲法改定

自衛隊員が海外の戦場に送られることに

2017年10月に行われた総選挙では、自公で衆議院の3分の2超の議席を獲得。その他の改憲勢力を合わせると4分の3を占める結果となりました。これを受けて、改憲への動きが急速に強まっており、今後、国会で憲法改定の議案提出(改憲発議)がなされる危険性がとても高まっています。

憲法が改定されれば、自衛隊員を海外の戦地で戦闘させることになり、犠牲者が生まれます。現地の人々を殺傷することになり、日本が報復テロの対象にもなっていきます。また、戦争をするには軍備の増強が必要となり、膨大な予算を確保するため、わたしたちの医療・福祉や暮らしのための予算は大きく削減されることとなります。増税も求められます。

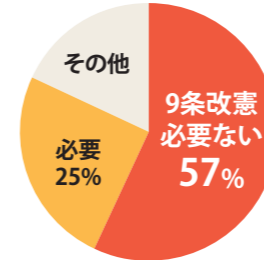
このように、改憲はわたしたちの暮らしをいっそう悪くし、災害救援と専守防衛に尽くしてきた自衛隊員を死地に追いやります。なんとしてもやめさせて、私たちの平和と暮らしを守りましょう。

	安倍改憲のねらい	市民・労働組合の立場
安保法制	安保法制を発動し、米軍と一体の軍事行動に道を開く	安保法の白紙撤回を要求
憲法	自衛隊の明記、緊急事態対応などを議論。憲法改正を目指す	立憲主義と平和主義を脅かす改憲に反対。特に9条改憲を阻止する



国民の多数は9条改憲反対

〈NHK調査 2017年6月18日〉



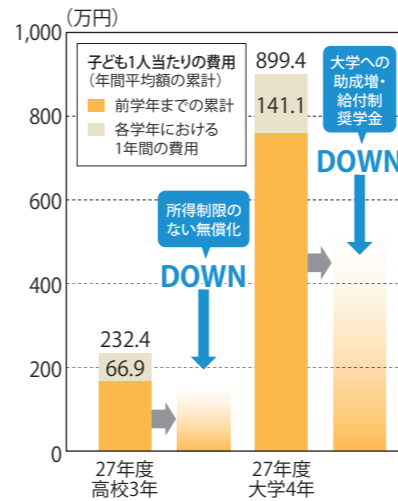
改憲の口実にするな いますぐ「教育の無償化」を実現しよう

自民党は2017年10月の衆院総選挙の公約で、9条改憲とセットで「教育無償化」を持ち出し、改憲の口実にしようとしています。

憲法を変えなくてもすぐにできます

所得制限のない「高校無償化」(2011~2013年)や創設された大学生向け「給付型奨学金」もいまある憲法の理念と条文にそって実現しました。「教育の無償化」は憲法を変えなくてもすぐにできます。教育支出の対GDP比は日本3.2%(2013年)。たとえばOECD平均4.5%まで引き上げれば幼児教育から大学まで無償化が実現でき、さらに小・中学校で35人学級が実現できます。

教育費負担の実態 大学卒業までに必要な入・在学費用



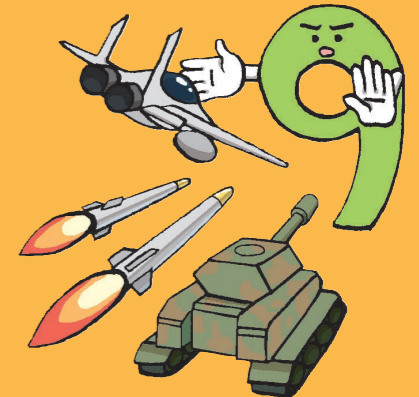
注:高校1年時、大学1年時の入学費用が含まれる。資料:日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査(平成27年度)」より

「自衛隊を書き込むだけ」の狙い

9条の歯止めなくして戦争できる体制に

自民党はさきの総選挙での公約で憲法への自衛隊の明記を掲げました。「戦力を持たない」「交戦権を認めない」という9条2項を残して、憲法に「自衛隊」を書き込むことを狙ったものです。しかし、「後から加えた法が、前の法に優先する」というのが法の一般原則です。2項を残しても、その「例外規定」として自衛隊を明記すれば、戦力不保持などの制約が自衛隊に及ばないことになり、2項は空文化=死文化することになります。さらに、他国への攻撃に対して自衛隊が応戦する「集団的自衛権」の行使を認めた安全保障法制(戦争法)も合憲とみなされることになり、2項の制約から解き放たれた自衛隊は、海外での武力の行使が無制限に可能になってしまいます。

また、自衛隊が憲法上の機関として正式に認められることで、その活動に対する制約は弱くなります。「自衛のための必要最小限度」という、これまでにあった軍備への制約を考える必要もなくなるので、軍拡への歯止めがなくなりかねません。



安倍政権の考えている改憲スケジュール

2018年1月	通常国会の憲法審査会で憲法改正案を論議	
6月頃	国会で改憲発議	← STOPしよう!!
	国民投票を実施	← STOPしよう!!

改憲するためのゴマカシ

緊急事態条項や解散権制限

改憲勢力の人たちは、緊急事態条項などを憲法に加えるべきと主張します。しかし、改憲しないと対応できないものなのでしょうか。緊急事態条項の提案も、大震災時に議員がいなくて大丈夫かという漠然とした話でしかなく、すでに憲法が定めている「参議院の緊急集会」で対応できるという有力な批判に答えていません。具体的な不具合から議論を出発せず「変えるため」に都合の良い部分を探すようなやり方は、改憲のためのごまかしです。解散権への制限についても同様で、改憲が必要というなら、その理由と、法律や運用で対応できないかの検討が先にあるべきです。憲法は国家権力の行使を規制するものです。最高規範として、その改正権も乱用は許されません。